

令和 4 年度

定期監査報告書

岩美町監査委員

監第202220007号
令和4年12月1日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩美町教育委員会教育長
岩美町農業委員会会長
岩美町選挙管理委員会委員長

様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎
(公印省略)
岩美町監査委員 橋本 恒
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和3年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部署

年 月 日	部 署
令和4年 10月3日(月)	大岩保育所、浦富保育所、みなみ保育所
4日(火)	岩美中学校、給食センター、中央公民館
5日(水)	議会事務局、出納室、岩美北小学校、 岩美西小学校
6日(木)	企画財政課、産業建設課
12日(水)	総務課、環境水道課
13日(木)	税務課、住民生活課
14日(金)	福祉課、健康長寿課
17日(月)	岩美南小学校、教育委員会事務局
18日(火)	岩美病院、商工観光課

2 監査の対象

令和3年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び岩美町監査委員条例に基づき、「財務に関する事務の執行」と「経営に係わる事業の管理」が法律に準拠して適正に行われているか、また効率的に行われているかを監査した。

同時に、各課の課長や係長に、前年度の指摘事項に対する回答や今後の取り組むべき課題について聞き取りを行った。あわせて、それぞれの課を訪問し、職員の仕事ぶり、ロッカーや机の状況、書類の保管方法などの職場環境及び現金を扱う部署では現金の保管場所を確認した。

鳥取県の新型コロナウイルス感染症の感染者数は延べ9,417人、死者数13人（令和4年3月31日現在）、岩美町においても役場・保育所及び小中学校での感染が発表され、業務の増加や縮小と変更が余儀なくされ、戸惑う事も多かったと推察する。その中においても、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」においては、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法においてもおおむね適正な事務並びに管理が行われていたと認める。また、取り組んでいる業務、今後取り組むべき課題に対しても、課長や係長から明確な返答があり意欲を持って業務を遂行している姿勢が見えた。前年、口頭で指摘した職場環境においても、監査と同時に見て回ったが、前年と比べ、全体において、机の上は整理整頓され、以前は管理職が離席した際、机に置かれていた印鑑も机の中にしまわれており、改善の姿が見られた。現金を取り扱う部署では、現金が適正に管理されていると感じた。

例月出納検査においても、ささいなことは都度指摘をしているが、少し考

えていただきたいと思う点について申し述べたい。

4,630万円の誤振込をした山口県阿武町を例に出すまでもなく、誤振込が発生すれば大きな社会問題になる。本町においても、幸い誤振込には至っていないが、名義相違、口座番号相違、該当口座なし等、人為的ミスが見られ、いつ誤振込が発生してもおかしくない事案が散見された。二重チェックを行っているとの答弁だが、見逃されている場面が多く見られ、注意されたい。

職員定数は厳格に守られている中、職員の不足を感じている課もあった。会計年度任用職員の配置も含め、業務量にあった職員の適正配置が必要だと考える。デジタル庁は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、制度所管府省の司令塔として各自治体に対し、統一・標準化を効率的かつ効果的に推進するよう求めており、本町も事務の自動化・電子化に取り組む好機である。

働き方改革の一層の取組が求められる中、AIやRPA（ロボットによる業務自動化）、電子決済システムなど、IT・ICTを積極的に活用して事務省力化を図り、マンパワーが必要な業務に職員を厚く配置することを検討されたい。

町保有施設の日常点検の不備により、建築物の異常の発見が遅れ、結果として修繕工事が高額となる事例が複数発生している。指定管理者を含め、施設の管理者は日常的な点検を徹底し、建築物や設備の維持管理に努める必要がある。

屋根部分など日常的な確認が難しい箇所についての点検方法を確立するとともに、本町雇用の1級建築士の専門的知見を活用するなどし、施設の適正管理に努められたい。

最後に、税、使用料、負担金等の滞納について、現在、定期的開催されている「収納調整会議」において督促方法や回収方策が明確に打ち出され、成果を上げていることは承知しているが、滞納者の対応については、滞納者の財産、収入、家族状況を知るのは当然だが、それに加え特に高額滞納者については、抵当権者など他の競合する債権者の回収状況などの情報収集を行う努力も必要と考える。時には法的手続きを執るなど様々な方策を講じ、滞納者数・額の減少に最大の努力をされたい。

総務課をはじめとする各課への改善、若しくは留意、検討を求めたい課題については以下のとおり表明する。記載されていない事項も、監査中、あるいは職場訪問の中において口頭で指摘した。一層の工夫や改善を図り業務推進することを期待する。

記

《総務課》

- (1) 全国的に空き家が増え続けており、本町も例外ではない。空き家の利活用を進めるとともに、町民に害を及ぼす特定空家については、「岩美町空家等解体撤去事業」の補助金などの情報提供を行い、所有者に除却を求め、場合によっては優先順位をつけて強制代執行等を検討されたい。
- (2) 全国的に土砂災害や洪水災害といった大規模な自然災害が発生し、災害に備えるための体制づくりとして自主防災組織の結成が進んでいる。組織率は 88.5%（令和 4 年 3 月 31 日現在）と、前年度より 5.7% 上昇しているが、組織の結成だけを目的とせず、運営についても防災能力の質を高める努力をされたい。
また、未組織の 5 集落については、集落に出向いて組織化するよう引き続き促されたい。

《企画財政課》

- (1) 国の検討会において、後発事象とはなるが、令和 4 年 7 月 25 日、地方鉄道の再構築に関する提言がとりまとめられた、輸送密度 1,000 人未満の線区等を対象に、「廃止ありき」「存続ありき」といった前提を置かずに、協議をする枠組みを創設することが適当であるとした。1,000 人未満の線区等の対象となる山陰本線「浜坂～鳥取」間の特効薬的な施策はなかなか困難であると思われるが、路線の在り方等について協議を重ね、できるところから少しずつ取り組んでいかれたい。
- (2) 全国的に人口減少や自家用車の普及によりバスの利用者数が減少している中、多くの自治体は、定時定路線型からオンデマンド型などへの交通形態の切替を行っている。本町においても、現状に合った交通形態を検討し、実証実験など積極的に進められたい。
- (3) 令和 2 年度の税制改正により企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が開始されている。企業側へメリットを紹介するなど、PR の仕方を工夫し、町の財源となるような方策を考えられたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である町税の収入率は 96.27% と前年に比べて 1.05 ポイント、国保税の収入率は 79.84% と前年に比べて 0.68 ポイントそれぞれ増加しているが、滞納額は依然として多額である。たばこ税においては、未納なしが続いていたが、令和 2 年度より 1 法人から徴収できずにいる。同じ発生事案のある近隣の市町と情報交換しながら、分割徴収するなど少額でも徴

収めるよう努められたい。

また、不納欠損処分として個人町民税 185,181 円（20 件、6 人）、固定資産税 2,834,980 円（101 件、4 人・2 法人）、軽自動車税 20,200 円（4 件、2 人）、国民健康保険税 2,569,900 円（133 件、8 人）、合計 5,610,261 円を実施している

税の公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき、徴収ノウハウの向上を行うとともに、銀行などの関係機関と連携し、徴収強化を今後も図られたい。

- (2) コンビニ納付やスマートフォンを使った新しい納付方法を多くの町民が利用し、窓口に来なくても納付できる体制が整備されてきている。しかし、全期分納付書と期別分納付書と一緒に送付され分かりづらく、依然として二重納付が散見され、その還付作業のため職員の事務が煩雑になっている。二重納付防止の対策を行うとともに、口座振替やコンビニ納付等の新しい支払方法の PR に努め、効率と徴収率が增加する体制を整えられたい。
- (3) 令和 3 年度のふるさと納税に係る寄附金額は 1 億 1,517 万 3 千円（4,113 件）と、「松葉がに」の漁獲量制限や価格高騰などにより調達が困難となり、前年度比は 325 件、17,895,000 円の減となった。自主財源が乏しい本町においては、ふるさと納税は貴重な財源となっている。また、本町を PR するよい機会でもあり、費用対効果を考慮した上で魅力ある商品の開発を図り、寄附金額が増加する方策を考えられたい。

《住民生活課》

- (1) 多種多様な申請等の窓口業務に追われ、内部業務との両立が困難な状況が続いている。令和 2 年度から開始したコンビニ交付の PR や電子申請等を進め、ゆとりのある明るい窓口対応で、効率のよい業務となるよう期待する。
- (2) 政府は現行の健康保険証について令和 6 年度秋を目途に廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替える方針を示した。これにより、医療分野におけるデジタル化が一層進み、わが国の医療事務効率化が高まると期待されている。窓口や健診等において、「マイナ保険証」のメリットについて周知し、全町民に普及するよう努められたい。
- (3) 政府は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化し、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を令和 6 年までに設置する努力義務を示した。本町の状況等について十分に研究を重ね、必要な子育て家庭に支援が届くような体制を構築されたい。

《産業建設課》

- (1) 農業・漁業は本町にとって重要な基盤産業であるが、両分野において後

継者不足・育成は大きな課題である。引き続き、国や県の担い手確保対策に係る事業を有効に活用する中で、サポート体制をしっかりと整え、新たな担い手として定着できるよう努められたい。

また、水産資源の保護のため、藻場の保全による漁場の整備や稚貝・稚魚の放流を計画的に行い、漁業の持続的発展に引き続き努められたい。

- (2) 前年度も指摘事項としたが、有害鳥獣の捕獲頭数は依然として増加傾向にあるが、捕獲者にとって捕獲鳥獣の埋設は負担となっており適正処理に苦慮している現状がある。令和4年度1月に運用開始予定のリンピアいなばでは、捕獲鳥獣の焼却は行わないこととされており、捕獲者の負担軽減につながる本町に適した処理方法の方向性を決定されたい。
- (3) 多くの公共土木施設は高度経済成長期以降に建設され、経年による劣化が進行しており、将来的な施設更新費や維持管理費の増大が懸念される。各施設に係る長寿命化計画に沿って、適正な維持管理を効率的かつ計画的に行い、地域の生活を支える重要な生活基盤の確保を図られたい。

《商工観光課》

- (1) 我が国は、観光立国推進基本法に基づく観光立国の実現に向け、インバウンド対策の推進をしている。円安や2025年の大阪万博をチャンスと捉え、観光業者のバックアップ体制を整え、国内外から観光客が来町されるよう努められたい。
- (2) いわみふるさと音楽堂が設置されて9年となる。現在コロナ禍の影響もありほとんど利用が見られない状況である。来年度は音楽堂設置10周年と田村虎蔵生誕150周年が重なる記念すべき年となり、田村虎蔵生誕の地であることをPRするとともに、多くの地域住民や団体等に利用される施設となるよう努められたい。
- (3) 令和5年10月からインボイス制度が導入される。免税の事業所や個人事業主に対し正しい理解を得られるよう周知徹底されたい。

《環境水道課》

- (1) 可燃ごみの減量化を図るために正しい分別や生ごみの水切りの徹底など、具体的な方法を町民並びに事業所に対して引き続き周知されたい。
また、自治会等の会合に出向いての説明や事業所に対しての指導についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら対応されたい。
- (2) 水道事業会計について

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.84ポイント増の44.44%（全国平均49.39%）と、全国平均を下回ってはいるが年々老朽化が進んでいる。将来の更新に備え、現在の経営状態を維持しながら計画的な施設更新を行うことを期待する。

(3) 下水道事業会計について

国から期限を定められている令和6年度からの公営企業会計への切替えに向け計画的に準備を進め、将来にわたり安定的な住民サービスを提供する経営をされたい。

また、集落排水処理施設の統合、公共下水道への接続などの検討を進めるとともに、引き続き、維持管理及び施設管理の効率化、最適化など経営基盤の強化を図られたい。

《教育委員会》

(1) 現在迂回の対策を行っているが、駅前地区の通学路においてブロック塀が傾き、大変危険な状況にあるところが見受けられる。関係課と連携しながら、所有者と協議等を行い、早期に改善されたい。

(2) パソコンの再リース契約において、再リースであるにも関わらず、リース料に変化がなく高額な契約になっている。適正な契約となるよう努められたい。

また、住宅新築資金等貸付特別会計が令和3年度で廃止され、令和4年度から一般会計に移行されたが、返済において引き続き適正に管理されたい。

(3) 小中学校において「岩美町立小学校・中学校管理規則」に定められている職員会議の記録や防災訓練の記録などを備えていない事例が見られ、管理規則の内容について、周知徹底されていないように見受けられる。周知徹底するとともに、実態にそぐわない項目においては、規則改正を行い、遵守されるよう努められたい。

《健康長寿課》

(1) 新型コロナウイルス感染症や子宮頸がんの予防接種において、正しい知識を持たない人が多いと思われ、接種率が伸び悩んでいる。正しい知識を周知し、必要な人が必要な時期に適切に接種できるよう努められたい。

(2) 本町も高齢化が進んでいるが、若い世代からの生活習慣改善等の健康づくりや受診しやすいがん検診等の体制を整えることによって、町民の健康寿命を延ばすことによりいきいきとした岩美町となるように努められたい。

(3) 全国的に減少傾向だった自殺者の数は、コロナ禍に入って男性の減少が続く一方、女性は増加に転じている。その背景には、暮らしや仕事の問題（非正規雇用の多さ）やステイホームによるDV被害、育児の悩みの深刻化があるのではないかとされている。自殺は個人の問題ではなく社会の問題として捉え、本町においても相談体制の整備など自殺防止を積極的に

取り組まれない。

《福祉課》

- (1) 長引くコロナ禍や物価高騰の影響により、生活困窮者や生活保護受給者が今後増加すると見込まれる。民生委員・児童委員をはじめ地域住民からの情報を得ることで生活困窮者を早期に察知し、対応・支援をされたい。
- (2) 後発事象となるが、鳥取県湯梨浜町において生活保護費を受給している重い身体障がいがある人のいる生活保護受給世帯に上乗せして支払う算定方法に誤りがあり、2世帯、176万円の生活保護費が支給されていないことが明らかになった。本町においても適正に算定されているか、この件に限らず適時精査されたい。
- (3) 本町でもコロナ禍などによる収入の減少や、高齢化などにより生活に困難を抱える世帯の増加が予想される。
個別の福祉施策の対象にはならないが、生活が困窮している制度の狭間にある町民にも目を向けた支援体制の構築を検討されたい。

《岩美病院》

- (1) 国は公立病院に対し、令和6年度までに5年間の経営強化計画の作成を求めている。町民の安心と安全を守る地域医療病院のメリットを生かした健全な経営が可能となる計画を策定し、よりよい病院となるよう努められたい。
また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に関する補助金などで7年ぶりの黒字となったが、アフターコロナにおいては、補助金等が見直される可能性もあり、厳しい経営が予想される。一層の経営努力をされたい。
- (2) 職員の新規採用において、看護師奨学金返済免除の効果が見られる一方で、離職する看護師も多くみられるが、研修制度や相談体制をより充実させることにより、職員の仕事へのモチベーションアップやメンタルケアをしっかりと行うことで職員同士の連帯感を深め、職員の定着につなげられたい。
- (3) 令和3年度末の窓口未収金は3,600,233円と前年に比べ1,077,580円減少した。他病院の通院・退院時の徴収状況を参考にして早期に確実に徴収できる方法を検討し、新規滞納者の防止を行うとともに、既存の滞納者数・額の減少にも努められたい。

令和3年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位:件、人、円)

会計名	区分	収入未済額									摘要
		過年度分(令和2年度まで)			令和3年度発生額			令和3年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金額	件数	実人員	金額	件数	実人員	金額	
一般 金計	個人町民税	475	79	8,728,717	212	86	3,723,721	687	141	12,452,438	
	法人町民税	2	2	100,000	1	1	50,000	3	3	150,000	
	固定資産税	1,373	86	18,323,201	324	115	5,146,460	1,697	144	23,469,661	
	軽自動車税	116	32	929,712	36	32	301,300	152	60	1,231,012	
	たばこ税	1	1	44,078	0	0	0	1	1	44,078	
	督促手数料(町税)	1,937	204	193,700	564	246	56,400	2,501	335	250,100	
	(町税計)	3,904	204	28,319,408	1,137	246	9,277,881	5,041	335	37,597,289	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	252	10	3,806,429	4	2	28,973	256	11	3,835,402	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	169	6	230,300	4	2	4,200	173	7	234,500	
督促手数料(住宅使用料)	245	10	24,500	4	2	400	249	11	24,900		
小計	4,570	214	32,380,637	1,149	248	9,311,454	5,719	346	41,692,091		
国保 金計	国民健康保険税	1,766	121	44,630,695	438	91	8,523,613	2,204	155	53,154,308	国保税の件数は、 一般分と退職分が、 混合する世帯がある ため、計と全体の値 が一致しない。
	(一般分)	1,757		44,050,255	438		8,523,613	2,195		52,573,868	
	(退職分)	28		580,440	0		0	28		580,440	
	督促手数料	1,749	121	174,900	438	91	43,800	2,187	155	218,700	
	小計	3,515	121	44,805,595	876	91	8,567,413	4,391	155	53,373,008	
住宅 金計	貸付金元利収入	1	1	2,185,576	1	1	217,266	1	1	2,402,842	住宅新築資金
	小計	1	1	2,185,576	1	1	217,266	1	1	2,402,842	
集積 金計	農業集落分担金	1	1	41,300	0	0	0	1	1	41,300	受益者分担金
	漁業集落分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	受益者分担金
	農業集落使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	漁業集落使用料	20	6	554,529	7	7	45,143	27	13	599,672	
	督促手数料	2	1	200	0	0	0	2	1	200	
	小計	23	7	596,029	7	7	45,143	30	14	641,172	
公共 下水道 金計	下水負担金	8	4	568,257	0	0	0	8	4	568,257	受益者負担金
	下水道使用料	95	23	3,927,362	23	23	178,403	118	39	4,105,765	
	督促手数料	29	4	2,900	0	0	0	29	4	2,900	
	小計	132	27	4,498,519	23	23	178,403	155	43	4,676,922	
介護 保険 金計	介護保険料	362	21	4,545,509	78	23	1,050,400	440	29	5,595,909	1号被保険者分
	督促手数料	366	21	36,600	82	26	8,200	448	32	44,800	
	小計	728	21	4,582,109	160	26	1,058,600	888	32	5,640,709	
後期 高齢者 医療 金計	後期高齢者医療保険料	0	0	0	11	5	57,400	11	7	57,400	被保険者保険料
	督促手数料	0	0	0	11	5	1,100	11	6	1,100	
	小計	0	0	0	22	5	58,500	22	7	58,500	
合 計	8,969	391	89,048,465	2,238	401	19,436,779	11,206	598	108,485,244		

(注) 件数は、のべ件数で表している。